

リスク管理について

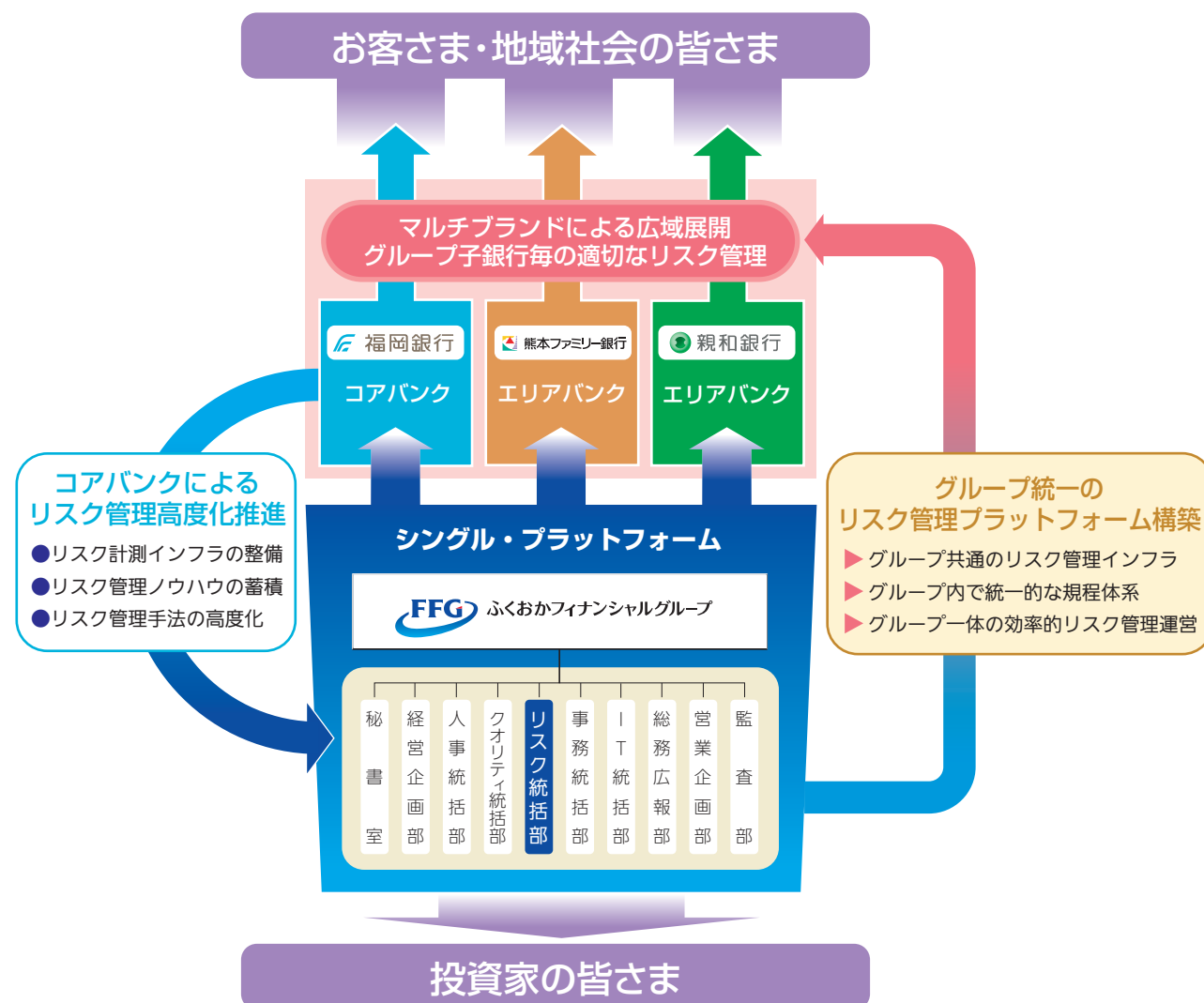
金融の自由化・グローバル化やIT技術の発展につれ、銀行にとってのビジネスチャンスが拡がりを見せる一方で、銀行が直面するリスクは一段と多様化・複雑化しています。こうした環境下、リスクを特定し、把握・分析したうえで、適切にコントロールしていくリスク管理の重要性は従来にも増して高まっています。

FFGでは、グループの業務遂行上のさまざまなリスクを可能な限り統一的な尺度で計測し、統合的に把握したうえで、「健全性の維持」と「収益力の向上」を両立させるバランスの取れた経営を目指して、グループ全体のリスク運営を行っています。

また、FFGでは「福岡銀行」「熊本ファミリー銀行」「親和銀行」のマルチブランドを活かした広域展開を図る一方で、経営管理面ではシングルプラットフォーム型の効率的な体制を目指しています。

リスク管理に関しても、「コアバンク」に位置づけられる福岡銀行で各種リスク管理手法の高度化やインフラの整備を推進し、これを基にFFGグループ内で共通のリスク管理プラットフォームを構築したうえで、熊本ファミリー銀行や親和銀行にも導入していく態勢としています。

規程体系の面では、リスク管理にかかるグループ内の共通規程として『リスク管理方針』を制定するとともに、年度毎にリスク管理施策上のアクションプランとして『リスク管理プログラム』を策定し、グループ全体でリスク管理態勢の強化・高度化を推進しています。



■リスクの分類と定義

FFGでは、業務遂行から生じるリスクを可能な限り網羅的に洗い出し、次頁のリスク種別に分類したうえで、それぞれのリスクの性質に応じた管理を行っています。

また、各リスクの管理手法に関しては、リスク計測技術の高度化などに応じて継続的な見直しを行い、より実効的な運営に努めています。

リスク管理について

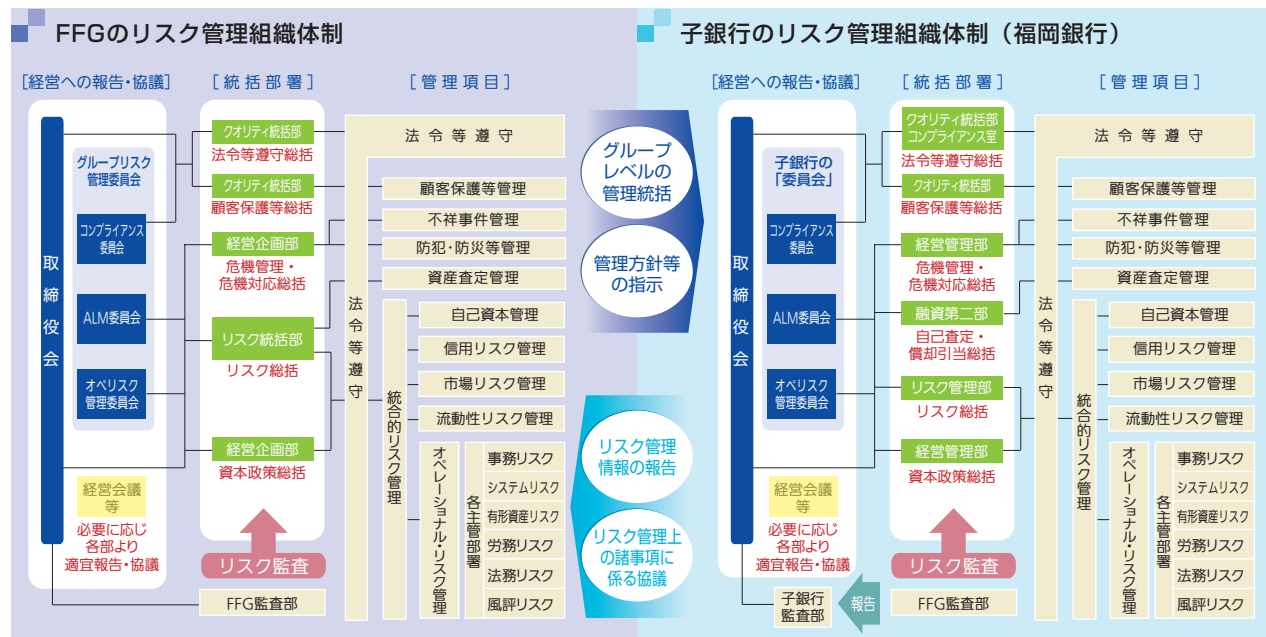
■管理対象リスクの区分

リスクカテゴリー	定義	管理手法
信用リスク	信用供与先の財務状況の悪化等により、資産（オフバランス資産を含む）の価値が減少ないし滅失し損失を被るリスク	V a rによる管理 統合リスク管理
市場リスク	金利、為替、株式等のさまざまな市場のリスク・ファクターの変動により、保有する資産・負債（オフバランスを含む）の価値が変動し損失を被るリスク、および資産・負債から生み出される収益が変動し損失を被るリスク	
金利リスク	資産と負債の金利又は期間のミスマッチが存在している中で、金利が変動することにより利益が減少するないし損失を被るリスク	
価格変動リスク 為替変動リスク	有価証券等の価値が変動し損失を被るリスク 外貨建資産・負債についてネット・ベースで資産超又は負債超のポジションを有する場合に、為替の変動により損失を被るリスク	
オペレーショナル・リスク	業務の過程、役職員の活動若しくはシステムが不適切であること、または外生的な事象により損失を被るリスク 下記のサブ・カテゴリーに分類して管理	一定の定量的尺度による管理 統合的リスク管理
事務リスク	役職員およびその他組織構成員（パートタイマー、派遣社員等）が正確な事務を怠る、あるいは事故・不正等を起こすことにより損失を被るリスクおよびこれに類するリスク	
システムリスク	コンピューターシステムのダウンまたは誤作動等、システムの不備等に伴い損失を被るリスク、さらにコンピューターが不正に使用されることにより損失を被るリスクおよびこれに類するリスク（災害や社会インフラの事故等によるものも含む）	
有形資産リスク	災害、犯罪または資産管理の瑕疵等の結果、有形資産の毀損により、損失を被るリスク	
労務リスク	労務慣行の問題（人事処遇の問題、勤務管理上の問題および組合活動の問題をいう）、並びに職場の安全衛生環境の問題に起因して損失を被るリスク、および役職員の不法行為により使用者責任を問われるリスク	
法務リスク	法令や契約等に違反すること、不適切な契約を締結すること、その他の法的原因により、損失を被るリスク	
風評リスク	顧客やマーケット等において、事実と異なる風説、風評で評判が悪化することにより損失を被るリスク、および不適切な業務運営等が明るみに出ることにより、信認が低下し、業務運営に支障をきたすリスク	定性的評価による管理
流動性リスク		
資金繰りリスク	運用と調達の間隔のミスマッチや予期せぬ資金の流出により、必要な資金確保が困難になる、または通常よりも著しく高い金利での資金調達を余儀なくされることにより損失を被るリスク	
市場流動性リスク	市場の混乱等により市場において取引ができなかったり、通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされることにより損失を被るリスク	

■FFGおよびグループ子銀行におけるリスク管理体制

FFGでは、持株会社および各子銀行により構成される「グループリスク管理委員会」を設置し、グループが抱えるさまざまなリスクの状況をモニタリングするとともに、内部環境や外部環境の変化に即したリスク運営施策を協議しています。

また、グループ子銀行においても、FFGと同様のリスク管理体制を設け、FFGと緊密に連携しながらグループとして統合的なリスク管理を行っています。



統合的リスク管理

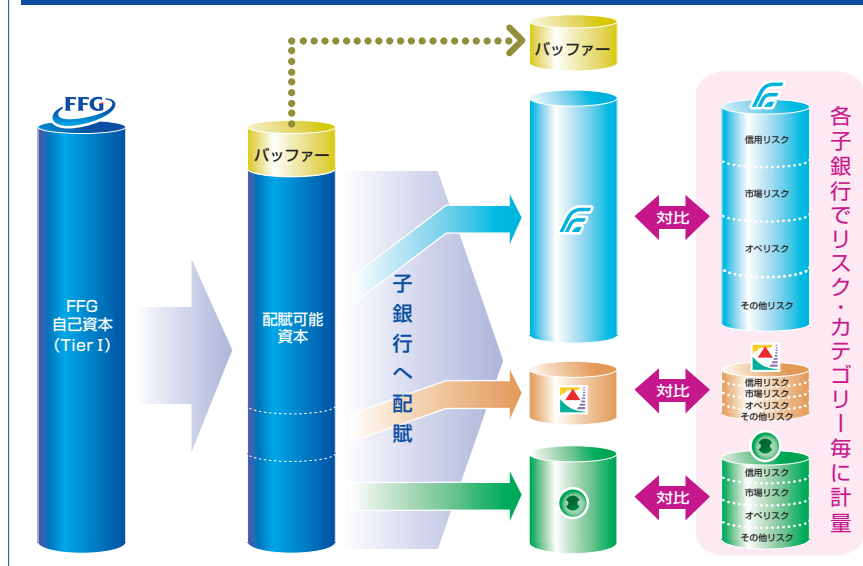
■統合的リスク管理とは

- 「統合的リスク管理」とは、金融機関の直面するリスクに関して、自己資本比率の算定に含まれない与信集中リスク、銀行勘定の金利リスク等のリスクも含めて、信用リスク、市場リスク、オペレーショナル・リスク等のリスク・カテゴリー毎に評価したリスクを統合的に捉え、金融機関の自己資本と対比することによって管理を行うことをいいます。
- FFGは、「金融機関の業務が多様化・複雑化する中で、銀行の健全性・適切性を確保しつつ限られた資本を有効活用することで経営の効率性や収益性を高めるため、銀行のリスク・プロファイルを踏まえた適切な統合的リスク管理態勢を整備・確立する」という方針のもと、各種リスクをVaR等の統一的な尺度で計り、各種リスクを合算して、FFGの自己資本と対比することによって統合的リスク管理を行っています。

■リスク資本配賦制度

- FFGでは統合的リスク管理の枠組みのもとで、リスク資本配賦制度を導入しています。
- リスク資本配賦制度とは、FFGの自己資本(Tier I)から、計測困難なリスクに対するバッファを控除した残りを「配賦可能資本」として、その範囲内に統一的な尺度で計測したリスクが収まるよう、モニタリング・管理する枠組みです。
- 「配賦可能資本」は、福岡銀行、熊本ファミリー銀行及び親和銀行へそれぞれ配賦されます。

■グループリスク資本配賦制度の枠組み



自己資本管理

- FFGでは、グループおよび各子銀行の自己資本充実度を適切に管理し、リスクに見合った十分な自己資本を確保することにより、グループ全体の業務の健全性・適切性を維持するよう努めています。
- 具体的には、「規制資本」(自己資本比率規制上の所要自己資本)と、「経済資本」(統合的リスク管理に基く所要リスク資本)の両面から、グループの自己資本充実度をモニタリングし、資本健全性に問題が生じない形で業務運営を行っています。
- また、自己資本充実度の検証の一環として、定期的にストレス・テストを実施しています。これは、企業倒産や担保価値の下落などによる信用コストの増大や、金利や為替等の相場変動による保有有価証券の損失発生などに関し、複数のシナリオを設定したうえで、ストレス状況下での資本健全性を確認するもので、規制資本、経済資本の両面で実施しています。

■バーゼルⅡへの対応

平成19年3月末から本邦での適用が開始された新しい自己資本比率規制(バーゼルⅡ)では、自己資本比率の計算について複数の選択肢が設けられており、FFGでの適用状況は右表のとおりです。

信用リスク		オペレーショナル・リスク	
標準的手法	熊本ファミリー銀行	粗利益配分手法	福岡銀行
	親和銀行		熊本ファミリー銀行
基礎的内部格付手法	福岡銀行※	FFG	親和銀行

※FFGの自己資本比率算出上は、福岡銀行についても標準的手法により算定した計数を使用します

自己資本管理

◇リスク・ウェイト判定に使用する適格格付機関

- 標準的手法のリスク・ウェイト判定には下記の適格格付機関を統一的に使用しています。
 - ・株式会社格付投資情報センター(R&I)
 - ・株式会社日本格付研究所(JCR)
 - ・ムーディーズ・インベスターズ・サービス(Moody's)
 - ・スタンダード・アンド・プアーズ(S&P)
- 証券化エクスポージャーは、上記4社に加え、フィッチ・レーティングス・リミテッド(Fitch)も使用しています。

◇福岡銀行において基礎的内部格付手法を部分的に適用していないエクスポージャーの性質、適切な手法に完全に移行させるための計画

基礎的内部格付手法を適用している福岡銀行グループにおいて、一部の資産および関連会社について、標準的手法を適用しています。

1. 基礎的内部格付手法の適用を除外する資産・関連会社

福岡銀行グループでは、下記の福岡銀行の債権および関連会社について、残高が極めて僅少であること、個々の債権の信用リスクの詳細な把握に向けた取組みがリスク管理の観点から極めて重要性に乏しいこと、信用供与を主要業務としていない事業単位であること等の理由から、基礎的内部格付手法の適用除外とし標準的手法により信用リスク・アセットを算出しています。

また、今後につきましても、継続的に標準的手法で算出する予定です。

(福岡銀行の債権)

- ・与信性を除く仮払金
- ・受入手数料等にかかる未収収益
- ・預金に内包されているデリバティブ取引
- ・トラベラーズ・チェックおよび外貨小切手の買取等

(関連会社)

- ・福銀オフィスサービス株式会社
- ・福銀事務サービス株式会社
- ・福銀不動産調査株式会社
- ・福岡コンピューターサービス株式会社
- ・株式会社FFGビジネスコンサルティング
- ・親和コーポレートパートナーズ株式会社

2. 基礎的内部格付手法を段階的に適用する資産・関連会社

当社グループ内の組織変更や業務拡大に伴い、福岡銀行グループの下記関連会社および関連会社の債権について、一時的に標準的手法により信用リスク・アセットを算出しており、これらのエクスポージャーは、段階的に基礎的内部格付手法へ移行予定です。

(関連会社)

- ・株式会社FFGカード

(関連会社の債権)

- ・ふくぎん保証株式会社のエクスポージャーのうち、熊本ファミリー銀行への債務保証分

信用リスク管理

信用リスクとは、「与信先の財務状況の悪化等により、資産の価値が減少ないし滅失し損害を被るリスク」をいいます。

信用リスクは当社グループが保有する主要なリスクであり、資産の健全性を維持しつつ適正な収益をあげるうえで、適切な信用リスク管理を行うことは銀行経営における最も重要な課題のひとつとなっています。

当社グループの信用リスク管理は、コアバンクである福岡銀行で培った信用リスク管理の手法やノウハウをFFG共通のプラットフォーム上で、格付制度・審査手法・信用ポートフォリオ管理手法等を、エリアバンクの熊本ファミリー銀行および親和銀行でも導入・活用する形で、シングルプラットフォーム・マルチブランドというFFGの経営展開に即したリスク管理態勢としています。

FFGでは、グループ全体の信用リスク管理に関する基本方針を「リスク管理方針」に定め、その方針に基づき与信業務を適切に運営するための基本的な考え方、判断・行動の基準を明記した「与信の基本方針(クレジット・ポリシー)」をグループ3行毎に定めています。

また、信用リスクに関するアクションプランを定めた「信用リスク管理プログラム」では、グループの信用リスク管理体制の強化、グループの信用ポートフォリオ運営の高度化等を掲げています。

信用リスク管理

■信用リスク管理体制

信用リスク管理体制として、FFGのリスク統括部がグループ全体の信用リスク管理方針の策定、格付制度の管理等、信用リスクの管理・運営を統括しています。

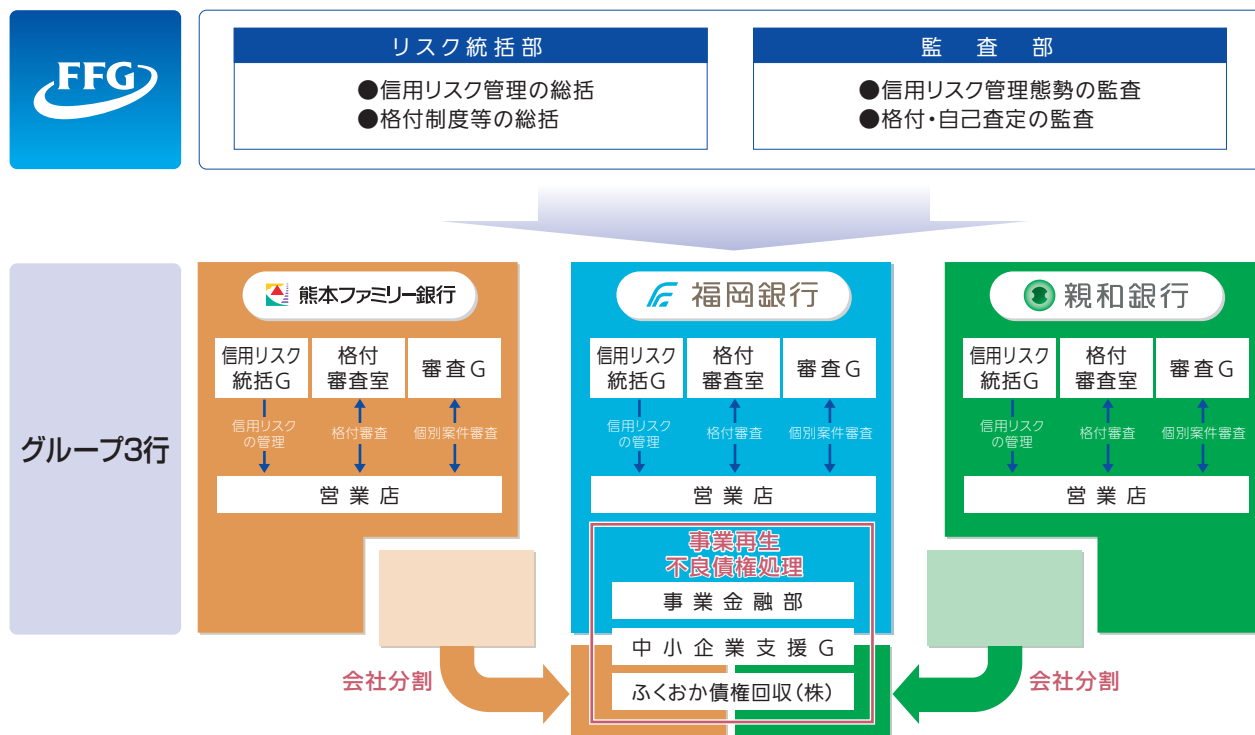
格付制度に基づく格付審査等は、グループ3行の格付審査室が中心となって実施し、並行与信先等に関するグループレベルの管理をFFGのリスク統括部が行います。

個別案件の審査は、グループ3行の融資部審査グループが中心となって営業店とともに実施しています。

監査業務については、グループ3行からの業務委託契約にもとづき、独立した立場のFFG監査部が資産内容の健全性や格付・自己査定 of 正確性、信用リスク管理態勢の適切性等の監査を行います。

経営への報告として、FFG監査部はFFGの取締役会に、グループ3行の各監査部署はFFG監査部からの監査結果報告を受け各行の取締役会に報告しています。

※ 一部の項目については、子銀行の監査部が直接監査を行うことがあります。



■信用リスク評価・信用リスク計量化

個別与信および与信ポートフォリオ全体の信用リスクを適切に管理するため、格付制度等に基づき与信先および案件毎の信用リスクの程度を適切に評価するとともに信用リスクの計量化を行い、信用リスクを定量的に把握・管理しています。

(1) 内部格付制度

グループの内部格付制度は、大きくは①債務者格付、②案件格付、③リテール・プール管理および④パラメータ推計から構成されています。

このうち②案件格付、③リテール・プール管理および④パラメータ推計については、福岡銀行において平成19年3月からの基礎的内部格付手法適用に伴い導入しています。

信用リスク管理

■内部格付制度体系

格付手法	資産区分	エクスポージャーの種類	パラメータ推計
債務者格付	事業法人向けエクスポージャー	法人や個人事業主に対する事業性の貸出金や債券等	PD
	ソブリン向けエクスポージャー	国、地方公共団体等に対する貸出金や債券等	
	金融機関等向けエクスポージャー	銀行に対する預け金、コールローン等 証券会社に対する貸出金等	
	株式等エクスポージャー	株式、出資金等	/
	特定貸付債権	不動産ノンリコースローン、PFI等	
	証券化エクスポージャー	CMBS、小口多数の金銭債権プールを裏付けとしたABL・信託受益権等	
リテール・プール管理	居住用不動産向けエクスポージャー	住宅ローン	PD LGD EAD
	適格リボルビング型リテール向けエクスポージャー	カードローン、キャッシング、ショッピング	
	その他リテール向けエクスポージャー（事業性）	事業性の与信残高が一定未満の長期貸出のみの先に対する貸出金（アパート・ローン、小口事業貸出商品等）	
	その他リテール向けエクスポージャー（非事業性）	消費性ローン（オートローン、学資ローン等）	

①債務者格付

与信先の債務履行の確実性を表すもので、財務内容の情報をスコアリングした結果等に基づいて事業法人等を対象に付与します。債務者格付は少なくとも年1回は定期的に見直すほか、与信先の信用状況に変化があれば随時見直しを行うことで、個々の与信先やポートフォリオの状況を適時に把握できるようにしています。

また、この債務者格付は、法令等に基づく「債務者区分」(注1)や「債権区分」(注2)等とリンクしているほか、自己査定および償却・引当の基礎としても使用するもので、信用リスク管理の中核として位置付けています。

■債務者格付と債務者区分、債権区分、バーゼルⅡ内部格付手法のデフォルト区分との対応関係

格付ランク	債務者格付		債務者区分 (注1)	債権区分 (注2)	デフォルト区分	
	リスクの程度	定義			償却・引当	内部格付手法
1	リスク無	債務償還の確実性は最高水準であり、かつ安定している	正常先	正常債権	非デフォルト	非デフォルト
2	リスク僅少	債務償還の確実性は極めて高く、かつ安定している				
3	リスク小	債務償還の確実性は高く、かつ安定している				
4	平均比良好	債務償還の確実性は十分であるが、将来低下する可能性が存在する				
5	平均的水準	債務償還の確実性は当面問題ないが、将来低下する可能性がある				
6	許容範囲	債務償還の確実性は当面問題ないが、将来低下する可能性が高い				
7	平均比低位	債務償還の確実性は現状問題ないが、将来低下する懸念がある				
8	要注意1	債務償還上問題が顕在化しており、今後の管理に注意を要する	要注意先	要管理債権	非デフォルト	デフォルト
9	要注意2	債務償還上重大な問題が顕在化しており、今後の管理に細心の注意を要する 以下のいずれかに該当 ・3ヵ月以上延滞している貸出債権がある先 ・貸出条件緩和債権がある先				
10	破綻懸念	経営難の状況にあり、今後経営破綻に陥る可能性が大きい	破綻懸念先	危険債権	デフォルト (注3)	デフォルト
11	実質破綻	法的・形式的な破綻には至っていないが、実質的に経営破綻の状態にある	実質破綻先	破産更生債権 およびこれらに 準ずる債権		
12	破綻	法的・形式的な破綻となっている	破綻先			

(注1) 金融庁が公表している金融検査マニュアルで定められている、与信先の債務返済能力等に応じた区分です。

(注2) 「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律」第6条の規定により、「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律施行規則」第4条に定める資産の査定の基準に基づき定められている、債務者の財政状態および経営成績等を基礎とする区分です。

(注3) 破綻懸念先は、その一部をデフォルトとして認識しています。

信用リスク管理

②案件格付

事業法人等を対象に、債務者格付とは別に個々の債権単位での保全状況に基づいて付与される案件格付と、債務履行の確実性を表す債務者格付を組み合わせることで、債務者・案件毎の与信案件ごとの回収確実性を把握します。

③リテール・プール管理

リテール向けエクスポージャーについて、リスク特性が類似したプール区分を設定し、各債権をプール区分に割当てることにより、プール単位での信用リスク管理を行うものです。

具体的には、4つの資産区分等（居住用不動産向けエクスポージャー、適格リボルビング型リテール向けエクスポージャー、その他リテール向けエクスポージャー（事業性）、その他リテール向けエクスポージャー（非事業性））ごとに、リスク特性に応じてPD・LGD・EADの似通ったプール区分を設定した上で、各債権を当該プールに割当て、リテール・ポートフォリオの信用リスクの状況を把握します。

④パラメータ推計

債務者格付ごとにPDを、リテール・プール区分ごとにPD・LGD・EADを推計し、自己資本比率計算での利用以外に、同一のパラメータ値によりリテールポートフォリオの信用リスク計量を行なっています。

また、事業法人等については、同一のデータソースを用いて償却・引当、信用リスク計量等に用いるPD値を算定しています。

各パラメータは、原則として過去5年以上の実績データを基に、推計誤差や景気変動を勘案した値を算定しています。パラメータの推計値は、原則として年1回以上のサイクルで検証を行い、必要に応じて見直しを行う態勢としています。

■リテール・プール区分の概要

資産区分 パラメータ	居住用不動産向け エクスポージャー	適格リボルビング型 リテール向け エクスポージャー	その他リテール向けエクスポージャー	
			事業性	非事業性
PD	延滞の状況、取引先の属性や取引状況、商品の種類等により、デフォルトの可能性に応じたプールに区分しています。			
LGD	担保の状況、商品の種類、残高等により、損失の可能性に応じたプールに区分しています。			
EAD		商品の種類、延滞の状況、極度枠の利用状況等により、デフォルト時の追加引出の可能性に応じたプールに区分しています。		

(2) 内部格付制度の管理と検証手続

福岡銀行では、平成19年3月末からの基礎的内部格付手法適用に伴い、内部格付制度の管理と検証について以下の態勢を構築し、運用状況の適切性を確認しています。

①債務者格付

規程に則った格付制度の運用が、格付審査室や営業店において行われていることを適宜検証しているほか、格付制度や格付モデル等の客観性、有意性、適切性等について定期的に検証を行い、格付制度やモデルの調整・改訂の可否などについての必要な対応を検討する態勢としています。

②案件格付

デフォルト案件の回収実績データを継続的に蓄積することで、LGDや案件格付と回収実績を比較し、LGDおよび案件格付の検証を実施できる態勢を整備しています。

③リテール・プール管理

リテール・プール区分の精度、およびプールの序列やプールごとのパラメータ推計値の安定性、リテール・プール区分の調整・改訂の可否など、必要な対応を検討する態勢としています。

④パラメータ推計

パラメータ推計値の正確性や一貫性等についてバック・テスト（二項検定、ウィルコクソン検定等）により検証を行い、パラメータ推計値の調整・改訂の可否など、必要な対応を検討する態勢としています。

(3) 信用リスク計量化

信用リスクを合理的に把握し、自己資本政策の効率的運用と適切な与信条件の提示のために、信用リスクの計量化を実施しています。この計算結果を基に、リスク資本の配賦や与信ポートフォリオ管理を実施しています。

■個別与信管理の枠組み

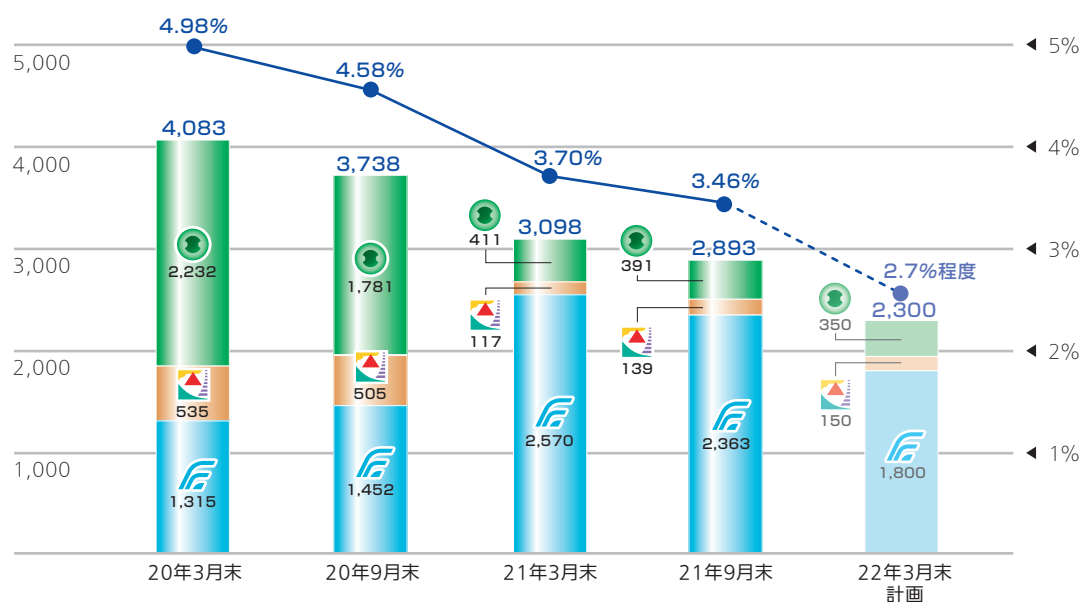
個別案件の審査にあたっては、事業計画の妥当性や資金使途の確認、返済財源の把握、技術開発力・商品等の競争優位性、経営管理など幅広い観点から分析・評価を行い、併せて担保等による債権保全の妥当性を検証するなど営業店および本部審査部門双方の段階において、的確かつ厳正な与信判断を行っています。さらに、与信後においても、各種信用情報の収集、業界動向の分析、財務データの更新・分析、格付判定による業態の把握、担保評価の定期的な洗い替え、延滞管理の強化などのフォロー管理を徹底し、不良債権発生についての予防的な管理、発生時の迅速かつ適切な対応に努めています。

本部審査部門では、業種や信用状況に応じた担当割りを行い、きめ細かな案件審査や営業店指導を行うとともに、本部・営業店間の情報交換を緊密に行い、与信先の業態の変化などに即応できる体制をとっています。

また、福岡銀行の事業金融部、中小企業支援グループおよび関連会社のサービス（ふくおか債権回収（株））に事業再生や経営改善支援のノウハウを集約しています。

●不良債権の状況（金融再生法開示債権、部分直接償却後）

（単位：億円、％）



◇信用リスクに関するエクスポージャーの期中平均残高と期末残高の状況について

FFGは平成21年2月に、熊本ファミリー銀行および親和銀行の事業再生事業等を会社分割により福岡銀行に承継（吸収分割）させる、グループ内事業再生事業等の再編を行いました。

この再編は貸出金を中心に、熊本ファミリー銀行から577億円、親和銀行から1,806億円、合計2,383億円（部直後）の資産を福岡銀行に承継させたもので、期末残高と期中の平均残高の状況は下表のとおりです。

（単位：百万円）

信用リスクに関する エクスポージャー	連 結		単 体		備 考
	期末残高	期中平均	期末残高	期中平均	
（標準的手法ベース） F F G	11,749,251	11,891,039			・日次ベースでの計数把握が困難なため、期中平均は平成20年9月末、平成21年3月末、平成21年9月末の単純平均値により算定しています。 ・福岡銀行は平成21年3月末から部分直接償却を開始しているため、平成20年9月末については部分直接償却を行ったと仮定した数値を用いて算定しています。
熊本ファミリー銀行	1,307,021	1,299,185	1,306,559	1,298,874	
親和銀行	2,351,676	2,323,885	2,341,544	2,316,729	
福岡銀行 （基礎的内部格付手法ベース）	9,496,063	9,488,631	9,437,054	9,441,087	

信用リスク管理

■担保・保証による信用リスクの削減

当社グループでは、与信取組に際し担保・保証に安易に依存することなく、お取引先の経営状態、資金使途、返済能力等を総合的に勘案した与信判断を行っています。お取引先の業況変化等を完全に予測することは不可能であり、不測の事態への備えとして担保・保証による信用リスクの削減を補完的に行うことは重要であると考えています。

自己査定や償却引当などの与信管理や基礎的内部格付手法による自己資本比率算出における主要な信用リスク削減効果は、保証は国、地方公共団体、信用保証協会等の信用リスクが低い先による保証です。また、担保は不動産によるものが大半を占めています。

不動産担保については、営業部門から独立した当社グループ会社の福銀不動産調査株式会社による評価を行っており、同社では、原価法・取引事例比較法・収益還元法から物件特性等に応じた評価手法の適用、定期的な評価見直しによる担保不動産の価格変動等の把握、ゴルフ場など特殊大型物件についての不動産鑑定士の評価取得など、精度の高い評価手法を導入しています。

また、自己資本充実度管理を行う上で、地価下落等による担保価値変動リスクを織り込んだストレス・テストのシナリオを設定し、不動産担保へのリスク集中の影響を勘案しています。

◇自己資本比率計算における信用リスク削減手法の適用

1. 標準的手法

以下の信用リスク削減手法を勘案しています。

いずれも、契約書を締結し、対象物件の占有や登記等による法的有効性を確保しています。

- ・貸出金との相殺が可能な自行預金（一定要件を満たした定期預金などが対象で、貸出金、預金とも残高、期日等を日次で把握しています）
- ・適格金融資産担保（預金、国債、上場株式・債券等で、価格変動が生じる上場株式・債券等については、日次での評価見直しが可能なものに限定しています）
- ・保証（主な保証人は、国、地方公共団体、信用保証協会です。そのほか、適格格付機関が一定水準以上の格付を保証人に付与している場合も、信用リスク削減効果を勘案しています）
- ・レポ形式の取引（現金担保付債券貸借取引等）における相対ネットリング契約

2. 基礎的内部格付手法

上記に加え以下の信用リスク削減手法を勘案しています。

- ・適格資産担保（不動産担保、船舶担保等）
- ・保証（債務者格付ランクが一定水準以上の先に限定）

信用リスク管理

■与信ポートフォリオ管理の枠組み

信用リスクは、景気の変動等につれ、業種など共通の特性を持つグループに集中して顕在化する場合があります。このため、与信のポートフォリオが特定の業種や地域等に偏っていると、経済社会の循環的・構造的な変動により予想外に多額の損失を被る可能性があります。

こうした潜在的な損失リスクは、個別の与信先に対する管理のみでは捕捉することが困難であり、業種別のデフォルトの変動特性などを加味してリスクを計量化する等により、ポートフォリオとしての管理を行う必要があります。

(1) 自己資本の範囲内での適切なリスクコントロール

「リスク資本配賦制度」において、年度ごとに信用リスクに対するリスク量の枠（配賦リスク資本）を設定し、月次でリスク資本の使用状況をモニタリングし、適切なリスクコントロールに努めています。

(2) 集中リスクの抑制

特定先や特定業種への与信集中を制御するために、大口与信先（グループ）に対する与信残高アラームラインの設定、与信が比較的集中している業種に対する与信集中業種の指定、および危険度が比較的高い業種に対する特定業種の指定等を行っています。

派生商品取引及び長期決済期間取引にかかるリスク管理

■リスク資本及び与信限度枠の割当方法に関する方針

派生商品取引のリスク管理については、統合的リスク管理の枠組みに従い、派生商品取引の種類に応じたリスクを適切に把握した上で、リスク量の上限を設定しています。なお、統合リスク管理の状況については、月次でグループリスク管理委員会に報告しています。

また、派生商品取引の経常的な取引相手となる金融機関には、その信用力に応じた取引限度額（カレント・エクスポージャー方式により算出した信用リスク相当額）を設定し、その遵守状況を月次でグループリスク管理委員会に報告しています。

なお、平成21年9月末時点で長期決済期間取引に該当するものではありません。

■担保による保全及び引当金の算定に関する方針

経常的に派生商品取引の相手先となる主要な金融機関との間でCSA契約（デリバティブ担保契約）を締結しており、相手先の信用力や取引状況に応じて担保を徴求することにより保全の強化を図っています。（外部格付の低下や取引状況の変化等により、同契約に従って担保を追加的に提供することが必要となる可能性もありますが、影響は限定的と認識しています）

なお、派生商品取引についても、貸出金と同様の枠組みで自己査定を実施しており、必要に応じてその他の偶発損失引当金を計上しています。

証券化エクスポージャー

■リスク管理の方針及び手続の概要

オリジネーターおよびサービスラーとして証券化取引に関与するとともに、投資家として証券化商品への投資も行っています。

グループ3行における取組状況	福岡銀行	熊本ファミリー銀行	親和銀行
オリジネーターおよびサービスラー	なし	あり	あり
投資家	あり	なし	あり

オリジネーターおよびサービスラーとなっている住宅ローン債権および貸出債権の証券化取引については、劣後受益権を保有することにより信用リスクならびに金利リスクを有していますが、これは貸出金や有価証券等の取引により発生するものと基本的に変わるものではありません。また、証券化した住宅ローンの債権プールのプリペイメント率およびデフォルト率等の変化により劣後受益権の時価が変動するリスクも有していますが、各々の実績についてモニタリングを実施する態勢を構築しています。

投資家として証券化商品への投資を行う際の投資基準としては、投資限度額等を定めた「証券投資運用基準」や投資できる資産担保証券の種類や投資対象の内部格付の下限等を定めた「投資要領」等を制定しています。

証券化取引では信用リスクを資産の保有者（オリジネーター）から切り離すことを目的に様々な仕組み（ストラクチャー）が組み込まれているため、個々の投資に際しては、「仕組みの分析」、「裏付け資産の分析」、「補完機能の確認」を行い、リスクを適切に把握した上で、担当役員等の決定を受けて取り組んでいます。

取組後についても、トリガー条項（含む償還方法の変更）や誓約事項（コベナンツ）への抵触、裏付資産の悪化といった重要事象の発生等をモニタリングするなど適切なリスク管理態勢を整備しています。

■証券化取引に関する会計方針

オリジネーターおよびサービスラーとなっている証券化取引の会計上の処理については、金融資産の契約上の権利に対する支配が他に移転したこと（金融資産の譲渡に係る支配の移転）により金融資産の消滅を認識する売却処理を採用しています。

証券化取引における資産売却の認識については、財務構成要素アプローチによることとし、証券化取引の委託者である当行が、証券化目的導管体等（証券化取引を行う目的で組織された特別目的会社（SPC）や信託）に資産を譲渡した時点で認識しています。

投資家として投資を行っているクレジット・デリバティブが組み込まれた合成型証券化商品については、比較的格付の高いものを投資対象としているため、組込デリバティブのリスクが現物の金融資産に及ぶ可能性が低いものとして、企業会計基準適用指針第12号に基づき組込デリバティブの区分処理は行っていません。

◇自己資本比率計算における信用リスク・アセット額の算出に使用する方式の名称

投資家となっている証券化取引については「外部格付準拠方式」により信用リスク・アセット額を算出しています。

また、オリジネーターおよびサービスラーとなっている証券化取引のうち、平成18年3月31日において保有するエクスポージャーについては、自己資本比率告示附則第15条（証券化エクスポージャーに関する経過措置）を適用し信用リスク・アセット額を算出しています。

市場リスク管理

当社グループでは、市場リスクを「金利、為替および株式等の様々な市場のリスク・ファクターの変動により、資産・負債（オフバランスを含む）の価値が変動し損失を被るリスク、資産・負債から生み出される収益が変動し損失を被るリスク」と定義しています。

当社グループの市場リスクは、FFGが以下のように統括して管理しています。

■FFGの市場リスク管理

当社グループでは、取締役会が市場リスク管理にかかる基本方針を制定しています。この基本方針を踏まえ、グループリスク管理委員会においてALM運営を含めた市場リスクの管理方針を決定し、施策の実施状況およびリスクの状況に関するモニタリングを通じて、グループ全体のリスクをコントロールする体制としています。

また、FFGのリスク管理部門は、グループ3行の市場リスク管理部門からの報告に基づき、グループ全体の市場リスクおよび市場リスク管理の状況を把握・分析し、グループ3行の市場リスク管理部門へのリスク管理態勢にかかる助言、取締役会等に対する定期報告を実施する体制としています。

具体的には、グループ3行のリスク・プロファイルを勘案して配賦したリスク資本と整合させて設定した各種リスク限度枠の運用状況をモニタリングするなどして、市場リスクを管理しています。このリスク限度枠の設定については、トレーディング部門、バンキング部門ともVaR(注)を共通の尺度としています。

(注) VaRは、一定の確率のもとで発生し得る予想最大損失額を表しています。

■グループ3行の市場リスク管理

グループ3行の取締役会は、FFGが定めた「市場リスク管理方針」を踏まえた基本方針および具体的管理方法を定めた管理規則を制定し、行内の関連部署に周知させ遵守する態勢を整えています。

グループ3行では、ALM委員会においてマーケット環境の変化に対する機動的かつ具体的な対応策を協議し、グループリスク管理委員会に諮ります。

グループ3行のリスク限度枠等については、FFGから配賦されたリスク資本額やその他市場リスク管理に必要な限度枠を常務会等で設定し、半期に一度、見直しを行っています。

市場取引にかかる組織は、市場取引部門（フロント・オフィス）、リスク管理部門（ミドル・オフィス）、事務管理部門（バック・オフィス）の3部門を明確に分離することで、相互牽制の徹底を図っています。

リスク管理部門は、VaRや10BPV（ベース・ポイント・バリュー）(注)を用いたリスクの計測および規程の遵守状況のモニタリングを行い、FFGのリスク管理部門、グループ3行のリスク管理部門担当役員に対しトレーディング取引およびバンキング取引の状況について月次で報告するとともに、グループリスク管理委員会およびグループ3行の取締役会に対しても定期的に報告する等、リスク管理態勢の強化に努めています。

たとえば、金利リスクについては、10BPV等の指標にアラーム・ポイントを設定した上でモニタリングを行っており、アラーム・ポイントを超過した場合には、ALM委員会やグループリスク管理委員会等に報告され、今後の運営方針を協議することになります。

(注) 10BPVは、金利が0.1%変動した場合の評価損益変動額を表しています。

銀行勘定における出資等又は株式等エクスポージャーに関するリスク管理

■リスク管理方針および手続の概要

主としてお取引先との関係強化及び取引拡大等を目的に、お取引先の株式等を保有していますが、当社グループ内で定めた運用基準に基づき、購入・管理・売却・報告等について適切なリスク管理を行っています。

購入については、投資先の成長性、取引状況、公共的位置づけ等、総合的な観点から投資の可否を判断しています。

管理については、投資先の取引状況及び業態管理を行い、継続保有あるいは売却について協議、決定しています。

報告態勢としては、株価下落率の高い銘柄の報告に加え、購入及び売却銘柄について四半期ごとにグループリスク管理委員会に報告しています。なお、購入及び売却時は、投資先に関するインサイダー情報の有無確認等の法令遵守を徹底しています。

また、価格変動リスクについては、月次でグループリスク管理委員会に報告し、リスク量が配賦リスク資本額内に収まっているかモニタリングしています。

流動性リスク管理

当社グループでは、流動性リスクを「運用と調達の間隔のミスマッチや予期せぬ資金の流出により、必要な資金確保が困難になる、または通常よりも著しく高い金利での資金調達を余儀なくされることにより損失を被るリスク（資金繰りリスク）および市場の混乱等により市場において取引ができなかったり、通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされることにより損失を被るリスク（市場流動性リスク）」と定義しています。

当社グループの流動性リスクは、FFGが以下のように統括して管理しています。

■FFGの流動性リスク管理

当社グループでは、流動性リスクの軽視が経営破綻や、ひいては金融機関全体の連鎖的破綻（システム・リスク）の顕在化につながりかねない重要なリスクであるとの認識のもと、取締役会が流動性リスク管理にかかる基本方針を制定しています。この基本方針を踏まえ、グループ3行のALM委員会での協議を経て、グループリスク管理委員会において流動性リスクの管理方針を決定し、施策の実施状況およびリスクの状況のモニタリングを通じて、グループ全体のリスクをコントロールする体制としています。

また、FFGのリスク管理部門は、グループ3行の流動性リスク管理部門からの報告に基づき、当社グループの流動性リスクおよび流動性リスク管理の状況を把握・分析し、グループ3行の流動性リスク管理部門へのリスク管理態勢にかかる助言、取締役会等に対する定期報告を実施する体制としています。

具体的には、グループ3行のリスク・プロファイルを勘案して、グループ3行において資金繰りの状況に応じた管理区分および管理区分に応じた対応方法等の制定および資金繰りにかかる各種リスク限度枠を設定し、管理を行っています。

■グループ3行の流動性リスク管理

グループ3行の取締役会は、FFGが定めた「流動性リスク管理方針」を踏まえた基本方針、具体的管理方法を定めた管理規則および流動性危機時の対応方針を定めた規則を制定し、グループ3行ではこれらに則り流動性リスク管理を行っています。

グループ3行では、ALM委員会においてマーケット環境の変化に対する機動的かつ具体的な対応策を協議し、グループリスク管理委員会に諮ります。

グループ3行のリスク限度枠等については、リスク・プロファイルに応じて資金繰りリミットや担保差入限度額等を常務会等で設定し、半期に一度、見直しを行っています。

グループ3行の資金繰りの状況について、状況に応じた管理区分（平常時、懸念時、危機時等）および状況に応じた対応方針を定め、資金繰り管理部門が月次で管理区分を判断し、グループリスク管理委員会が必要に応じて対応方針を協議する体制としています。

流動性リスクにかかる組織は、資金繰り管理部門、リスク管理部門、リスク監査部門の3部門を明確に分離することで、相互牽制の徹底を図っています。

リスク管理部門は、規程の遵守状況のモニタリング等を行い、FFGのリスク管理部門、グループ3行のリスク管理部門担当役員に対し流動性リスクおよびリスク管理の状況について月次で報告するとともに、グループリスク管理委員会およびグループ3行の取締役会に対しても定期的に報告する等、リスク管理態勢の強化に努めています。

オペレーショナル・リスク管理

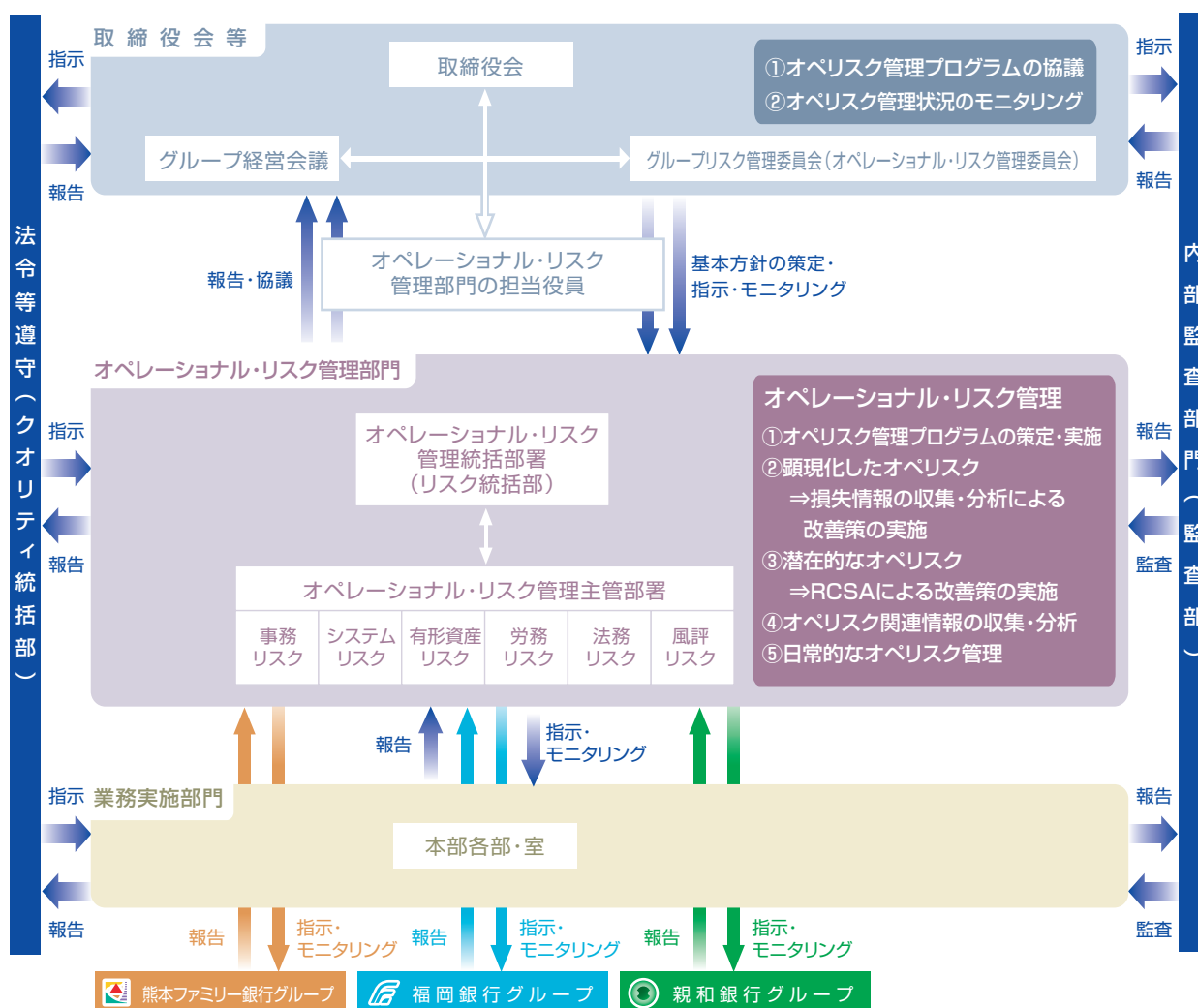
オペレーショナル・リスクとは、当社グループの業務において内部プロセスの不備や役職員のミス、システムの不具合、または災害等の外的要因により損失が発生するリスクをいい、事務リスク・システムリスク・有形資産リスク・労務リスク・法務リスク・風評リスクに分類して管理しています。

金融技術の高度化や規制緩和の進展による商品や取扱業務の多様化、システム・ネットワークの拡大に伴い、事務ミス・不正事故・災害等による大規模損失の発生可能性は高まっており、こうした環境変化に対応し、予防的なリスク管理態勢を構築するためにも、オペレーショナル・リスク管理の重要性は、ますます高まっています。

当社グループでは、取締役会において、オペレーショナル・リスクを適切に管理するための組織体制および仕組みを整備し、リスク顕現化の未然防止と発生時の影響を極小化するための基本事項を定めた「オペレーショナル・リスク管理規則」や、年度ごとに優先的に取り組むべき事項を定めた「オペレーショナル・リスク管理プログラム」を制定し、オペレーショナル・リスクを総合的に管理しています。

さらに、オペレーショナル・リスクを適切に特定・評価・把握・管理・削減するために、顕現化したリスクに関しては関連する損失情報を収集・分析し、潜在的なリスクに関してはリスク・コントロールセルフアセスメント(RCSA⇒リスクとコントロールの有効性に関する自己評価)により、適切な対応策を実施するとともに、取締役会やオペレーショナル・リスク管理委員会を通して適時・適切なモニタリング・コントロールを実施しています。

■FFGのオペレーショナル・リスク管理体制



オペレーショナル・リスク管理

■事務リスク

事務リスクとは、当社グループの役職員が正確な事務を怠ったり、不正を起こしたりすることによって、経済面あるいは信用面の損失を被るリスクをいいます。

当社グループでは、全ての業務に事務リスクが内在するとの認識のもと、取締役会において、事務リスクの適切な管理とコントロールを実現していくための基本事項を定めた「事務リスク管理規則」や、年度ごとに優先的に取り組むべき事項を定めた「事務リスク管理プログラム」を制定し、事務リスクの総合的な管理を行っています。

また、事務に内在するリスクやコントロールの分析・評価を行い、潜在的な事務リスクへの対策を講じるとともに、顕現化した事務リスクについては幅広く情報の収集・分析を行い、事務ミス・事務事故の再発防止に努めています。

このほか、グループ3行では、ますます多様化・複雑化する業務に適切に対処していくため、業務のシステム化や集中化を推し進めるとともに、集合研修や臨店指導を通じて役職員の事務レベル向上に取り組むなど、事務リスク低減に向けた様々な取り組みを行っています。

■システムリスク

システムリスクとは、当社グループのコンピューターシステムの停止や誤作動、または不正利用等により損失が発生するリスクをいいます。

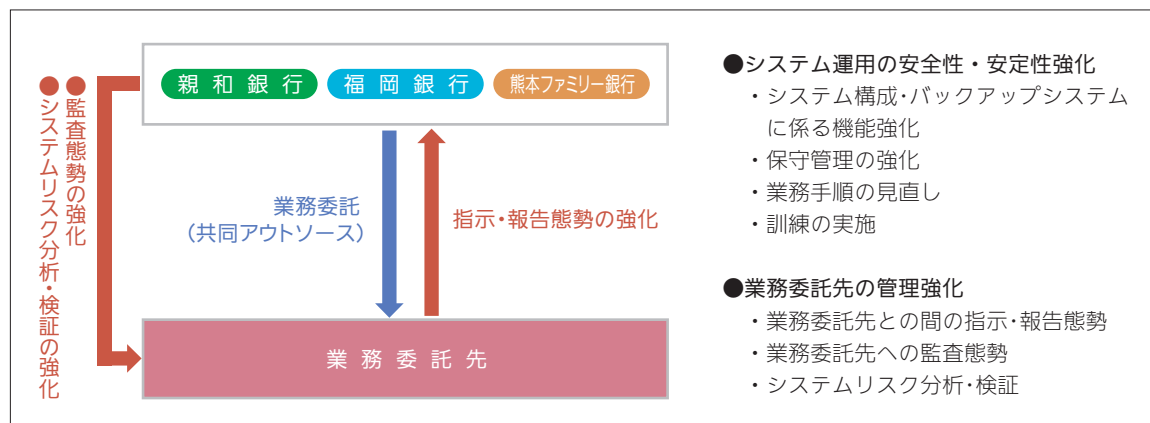
当社グループでは、進化し続けるIT（情報技術）の動向を的確に捉えながら、グループ全体のサービス品質の向上、厳正なリスク管理、業務の効率化、システムの安全稼働等を最優先の課題とし、取締役会において、情報資産を適切に保護し管理するための基本方針を定めた「セキュリティポリシー」、システムリスクに関し適切な管理とコントロールを実現していくための基本事項を定めた「システムリスク管理規則」や、年度ごとに優先的に取り組むべき事項を定めた「システムリスク管理プログラム」を制定し、システムリスクを総合的に管理しています。

グループ3行では、システムの安全稼働に万全を期すために、コンピューター機器をはじめコンピューターセンターと営業店・ATM等を結ぶ通信回線や預貸金情報を蓄積している元帳データ等の二重化、情報の暗号化および不正アクセス・情報漏洩を防止するシステムを導入するとともに、地震等の大規模災害等、不測の事態に備えてビジネスコンティニュイティプラン（BCP）による定期的な訓練を実施しています。

BCPについては、グループ3行とも広島センター・福岡センターの2拠点でシステムを運営する体制となり、継続して金融サービスが提供できるバックアップ体制となっています。

平成21年9月16日に福岡銀行において発生したシステム障害に関しましては、給与振込や公共料金引落等の口座振替の遅延等をきたしたことにより、ご利用者・関係方面の皆様にご迷惑をおかけしたことを踏まえ、システム運用の安全性・安定性強化、業務委託先の管理強化を中心としたフレームワークの再発防止策を実施しており、より一層の安定稼働に努めてまいります。

【再発防止のフレームワーク】



オペレーショナル・リスク管理

■有形資産リスク

有形資産リスクとは、当社グループにおいて災害、犯罪または資産管理の瑕疵等の結果、有形資産の毀損により損失が発生するリスクをいいます。

当社グループでは、自然災害や外部からの脅威等の増加により有形資産が毀損するリスクが増加しているとの認識のもと、取締役会において、有形資産リスクに関し適切な管理とコントロールを実現していくための基本事項を定めた「有形資産リスク管理規則」や、年度ごとに優先的に取り組むべき事項を定めた「有形資産リスク管理プログラム」を制定し、有形資産リスクを総合的に管理するとともに軽減するための適切な方策を講じています。

なお、福岡銀行では、耐震強化・お客さまサービスの一環として、老朽化著しい店舗の建替えを計画的に実施しています。

また、熊本ファミリー銀行および親和銀行では、店舗等の老朽化度把握のために、建物劣化診断を20年度に完了しました。その結果をふまえ、今後の効率的な店舗建替え・改修に役立てていく予定です。

■労務リスク

労務リスクとは、当社グループの労務慣行（役職員の人事処遇や勤務管理上の問題等）および職場の安全衛生環境上の問題により損失が発生するリスク、並びに役職員の不法行為により使用者責任を問われるリスクをいいます。

当社グループでは、労務リスクは重要なオペレーショナル・リスクの一つであるとの認識のもと、取締役会において、労務リスクに関し適切な管理とコントロールを実現していくための基本事項を定めた「労務リスク管理規則」や、年度ごとに優先的に取り組むべき事項を定めた「労務リスク管理プログラム」を制定し、労務リスクを総合的に管理するとともに軽減するための適切な方策を講じています。

また、人権啓発に関する研修を定期的実施するとともに、外部の人権啓発行事への積極的な参加により、グループ役職員の人権に関する意識向上に取り組んでいます。

■法務リスク

法務リスクとは、当社グループが法令や契約等に違反すること、不適切な契約を締結すること、その他の法的原因により損失を被るリスクをいいます。

当社グループでは、事務リスクと同様に全ての業務に法務リスクが内在するとの認識のもと、取締役会において、法務リスクに関し適切な管理とコントロールを実現していくための基本事項を定めた「法務リスク管理規則」や、年度ごとに優先的に取り組むべき事項を定めた「法務リスク管理プログラム」を制定し、法務リスクを総合的に管理しています。

さらに、グループ3行との協議・報告を通して、法務リスク管理態勢に必要な指導・助言を行うとともに、法務リスクに関連する情報を集中的に一元管理し、法務リスク管理態勢の強化に努めています。

なお、グループ3行においては、法務リスクに関連する情報を日常的に収集・把握することを通して、法務リスク管理態勢の充実と強化に取り組んでいます。

■風評リスク

風評リスクとは、マーケット等において、噂や憶測といった曖昧な情報や、事件事故等の発生に伴う風評から当社グループの評判が悪化すること等により、直接、間接を問わず損失を被るリスクをいいます。

当社グループでは、取締役会において、風評リスクに関する基本事項を定めた「風評リスク管理規則」を制定するとともに、年度ごとに優先的に取り組むべき事項を定めた「危機管理プログラム」に風評リスクに関する事項を記載し、風評リスクの管理に取り組んでいます。また、風評リスクが顕現化した場合には、迅速かつ適切に風評リスクを回避するための危機管理体制を構築し、事態の収拾・沈静化を図り、影響を最小限に止めるよう努めています。

さらに、グループ3行との協議・報告を通して、風評リスク管理態勢に必要な指導・助言を行うとともに、風評リスクに関するモニタリング等により、関連情報の収集を行うことで、風評リスク管理態勢の強化に取り組んでいます。